

# 伊勢市立中島小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、「いじめの防止」などを推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていける取り組みについてまとめるとともに、重大な事案などに対処するために、「いじめ防止基本方針」を策定する。

### いじめの定義 【いじめ防止対策推進法第2条】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

## 1 いじめの未然防止のための取り組み

子ども一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人一人が分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

そのために、「個に応じた教育を推進し確かな学力を育む学校」「安全・安心な学校」「一人ひとりが大切にされ、個性や能力を発揮できる学校」をめざして、『心豊かで確かな学力と健康な体を持ち、主体的、創造的な活動のできる子ども』の育成に努める。

### 具体的な子どもの姿

- どんな場面でも、相手の思いや考えを正確に聞くことができる子ども
- 自分の思いや考えを進んでわかりやすく話すことができる子ども
- 話し合いを通して、自分の考えや思いを深めることができる子ども
- 相手の気持ちを考えて、行動できる子ども

## 本年度の行動計画

- ① 互いを認め合える人権教育の推進
- ② 家庭と連携した生活習慣、食習慣、読書習慣、家庭学習の定着
- ③ 仲間と協力した主体的な活動
- ④ 楽しくよくわかる授業、体験的な学習で学ぶ意欲の育成、確かな学力の定着
- ⑤ 「自分の命を自分で守る」危険予測、危険回避能力の育成

## 2 いじめの早期発見・解決に向けての取り組み

### (1) いじめの早期発見に向けて

- ① 「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が子どもの様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、子どもの小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につける。
- ② 様子がおかしいと感じた子どもがいる場合には、校内支援委員会や職員会議などの場において気付いたことを共有し、より大勢の目で、関係する子どもを見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、子どもに安心感をもたせると共に、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、関係する子どもから悩みなどを聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ いじめ調査や学校生活に関するアンケートなどを年3回（6月末・11月末・2月中旬～下旬）行い、子どもの悩みや人間関係を把握する。また、学習用端末等を活用しいじめを訴えやすい体制にする。
- ⑤ 子どものインターネットやスマートフォン・携帯電話などの使用状況の現状把握に努め、児童や保護者に対するネットリテラシーや情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ⑥ 日頃から、家の人たちとの連絡を密にし、子どもの変化について家庭と共有できる関係を構築していく。

### (2) いじめの解決に向けて

- ① いじめがあることが確認された場合には、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている子どもに対しては、身の安全を最優先

に考えるとともに、心のケアを充分に行う。いじめている側の子どもに対しては、毅然とした態度で指導にあたるとともに、いじめを行う背景を丁寧に把握し、「いじめを二度としない」ということをめざしたきめ細かな指導や支援を長期にわたり行う。

- ② 学級担任だけで抱え込むことなく、原則としてその日のうちに校長と関係教職員で情報共有し直ちに組織的に対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる子どもたちには、いじめられている子どもの立場に立って考えさせるとともに、「どうすべきであったか」「これからどうしていくべきか」考えさせ、実行につながる指導を行う。
- ④ いじめの解決にあたっては、教育委員会など関係機関と十分に連携をとり、行動する。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および所轄警察署などと連携して対処する。
- ⑥ 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについて伝えるとともに、家庭での子どもの様子や友だち関係についての情報を集め、指導に活かすようにする。

### 3 いじめ問題に取り組むための組織

#### (1) 学校内の組織

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。

##### <構成員>

・ 校長・教頭・生徒指導担当者・学級担任・専科担当・養護教諭

① いじめの早期発見に関すること（いじめ調査、教育相談など）

② いじめ防止に関すること。

③ いじめ事案に対する対応に関すること。

④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めること。

##### <開催>

・ 年6回、開催する。また、いじめ事案発生時は緊急開催する。

##### <役割>

① いじめの防止と事案発生時の対応の検討

② 不登校児童の情報共有や対応の検討

#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとり、管理職に報告する。また、状況によっては緊急に生徒指導委員会を開催し、迅速な対応を行うとともに、校長を中心に敏速に支援体制をつくり、関係機関と連携し対処す

## **4 重大事案への対処**

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、欠席日数が30日に満たなくても相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

重大事案発生時の組織

【生徒指導委員会、スクールカウンセラー、PTA 会長、学校評議員など】

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## **5 学校評価における留意事項**

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握および、いじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、本校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見につながる取り組みに関すること。
- ② いじめの解決につながる取り組みに関すること。
- ③ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

平成26年8月27日制定  
平成27年5月14日改定  
平成28年4月20日改定  
平成29年5月 2日改定  
平成30年4月 1日改定  
平成31年4月 3日改定  
令和2年4月24日改定  
令和6年4月 3日改定  
令和7年4月 7日改定